

セカンドオピニオンへの対応

セカンドオピニオン対応指針

当院は、診療内容の説明を受け自ら治療方法を選択する権利を保障します。

患者さんは、ご自身の状態等に関する情報や治療方法等をご自身で判断する上で必要な医学的情報について、分かりやすくかつ十分な説明を受けた後で、自らの意思で検査や治療方法を決定する権利と自らが決定した医療行為について、ご自身の意思で変更・中止する権利があります。

また、ご自分の治療について他の医療機関の意見（セカンドオピニオン）を求める権利があります

他の医療機関のセカンドオピニオンを希望する場合

当院で治療中の患者さんが、他の医療機関におけるセカンドオピニオンを希望する場合は、主治医に申し出ていただきます。

- (1) 主治医は、患者さんと面談し、セカンドオピニオンを求める理由、必要となる診療情報の内容を確認し、セカンドオピニオンを希望する医療機関あてに、診療情報提供書、検査結果等の資料を提供します。
- (2) 個人情報保護の観点から、診療情報提供書、検査結果等の資料は、患者さんご本人にお渡しします。（ご本人から委任状を受けたご家族等を含みます。）
- (3) セカンドオピニオンの結果は、診療情報提供書の返書として当院が受け取ります。

当院に対してセカンドオピニオンを希望される場合

他の医療機関で治療中の患者さんが、当院におけるセカンドオピニオンを希望される場合は、主治医に申し出ていただきます。

- (1) 主治医の診療情報提供書、検査結果等の資料を持参していただきます。
 - (2) セカンドオピニオンは、完全予約制です。
 - (3) 原則として、患者さん本人にセカンドオピニオンを受けていただきます。ご家族だけでも相談は可能ですが、相談同意書と相談者の続き柄を示す住民票等が必要です。
 - (4) セカンドオピニオンの結果は、患者さんに説明するとともに、診療情報提供書の返書として当院から紹介元あるいは情報提供があった施設あてに郵送もしくは患者さんご本人にお渡しし持参していただきます。
 - (5) 患者さんが希望された場合は(4)と同じ書類を患者さんにお渡しいたします。
- ※必要な書類は、ホームページからダウンロードできます。

令和8年5月12日策定